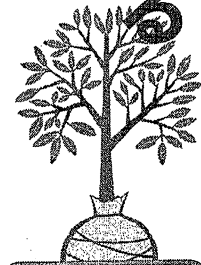




憲法を論ずる

対論 危機管理



第3章

④ 原子力

政府の原発危機管理の現状

本誌編集部

「原子力発電所で事故が発生した場合、あるいは事故を未然に防ぐための防災対策はどのように行われているのだろうか」。

周辺に住む市民にとって、ひとたび事故が起これば、直接生命の危険にさらされるだけでなく、目に見えない放射能の影響におびえながら生活しなければならぬ。いわば生存権が脅かされ続けるわけだ。現に、原子力発電所の事故はJCOだけでなく、公表されているだけでも何件もある。絶対に事故

が起これば、政府の防災対策はどうなっているのだろうか。

※以下、通産省、総理府に取材し入手した資料に基づく現在の原発事故対策の概要である。

1 設置許可および安全定期検査

設置許可は、通産省資源エネルギー庁の所轄となっており、その担当部署は、「原発安全規格審査課」だ。設置許可

2 事故発生後の防災対策

① 防災業務に関しては通産省資源エネルギー庁「原発安全管理課」の「原子力防災対策室」が所轄する。その業

可に対する指針は「原子力安全に委員会安全審査指針集(総理府原子力安全委員会編・大成出版)」に具体的に示されている。また、設置後の安全対策は同じ通産省資源エネルギー庁の「原発安全管理課」が所轄している。

※原子力災害後に対応する官庁は多岐にわたる(通産省資源省防災マニュアルより)

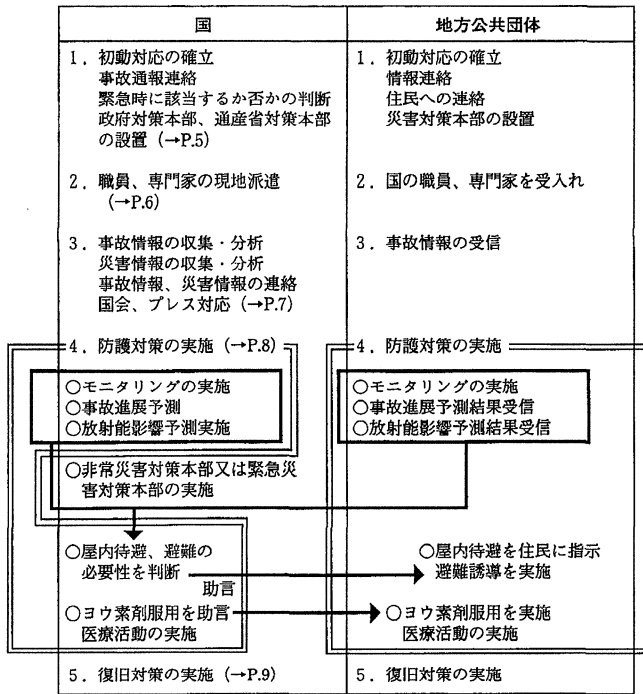
原子力災害対策担当課
原子力災害対策に係る担当職員は下記のとおりとする
非常災害対策本部 緊急災害対策本部

担当班	活動項目	担当課・担当班
総括班	1. 対策本部事務局内の総合調整 2. 事故状況、災害対策実施全体の把握 3. 全班的動きの把握 4. 事故情報等の関係官庁への連絡 5. その他各班に属さない事項	大臣官房総務課 資工庁総務課 公益事業部計画課総括班 原子力発電安全管理課総括班 (大臣官房企画課)
広報班	1. プレス対応	原子力発電課 (大臣官房報道室)
(注) 広報班がプレス対応ロジを実施。直接的なプレス対応は原子力発電運転管理室長が行う。		
予測班	1. モニタリングデータの情報収集及び整理 2. 事故進展予想 3. 被ばく予測 4. 放射能放出予測 5. 他電力に対するモニタリング応援要請 6. 住民避難等防護対策に関すること	原子力発電安全管理課技術班
(注) 科学技術庁防災環境対策室との連携が特に重要。		
災害情報班	1. 災害情報の収集・整理 2. 現地派遣員からの情報収集 3. 地方公共団体の災害対策本部との連携	公益事業部計画課技術班
事故情報班	1. 事故情報の収集・整理 2. 事故拡大防止策の検討 3. 事故発生発電所に関する資料収集 4. 運転管理専門官、現地派遣者からの情報収集	原子力発電運転管理課 原子力発電安全企画審査課総括班・審査班 原子力発電安全管理課建設班
(注) 事故情報班は当該業務に専従する。		
現地派遣チーム	1. 現地の災害対策本部、原子力発電所への派遣 2. 現地の災害対策本部、原子力発電所に対する指導・助言 3. 通産省事故対策本部との連絡	原子力発電安全管理課 総括電気工作物検査官 総括安全審査官 検査グループ その他公益事業部内派遣予定者
(中小企業対策班)	1. 中小企業対策	(中小企業庁)
(物資調達班)	1. 物資供給 2. 輸送調整 3. 需要・価格調整 4. 各物資対応	(産業政策局) (産業政策局) (産業政策局) (基礎産業局、機械情報産業局、生活産業局、資源エネルギー庁)
(被災産業班)	1. 全体調査 2. 個別調査	(産業政策局) (産業政策局、基礎産業局、機械情報産業局、生活産業局、資源エネルギー庁)
(地方班)	1. 本省一地方間の情報連絡	(大臣官房地方課)

注：()内の班、部局は、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部設置時の体制

原子力災害対策の流れ

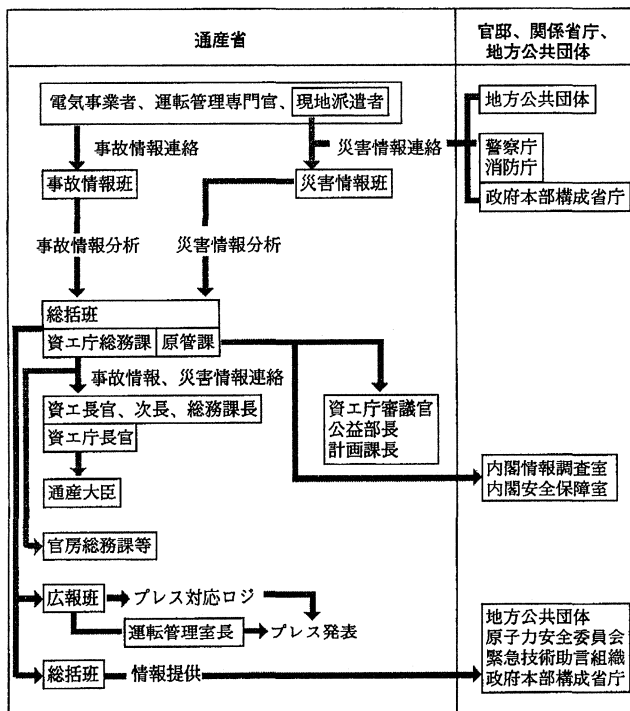
原子力災害対策の内容として、おおまかに以下の1～5の5項目に分類した。
1～5の対策内容は必ずしも時系列になっているものではなく、原子力事故の進展によっては、例えば「4. 防護対策の実施」を緊急的に行わなければならない場合も有り得る。



務内容は「通商産業省防災業務マニュアル——原子力災害対策編」による。この防災業務マニュアルは、「原子力災害発生時における災害対策の具体的実施内容や実施の段取り等、災害対策の円滑な実施のための実践的活動要領を記載したものであり、…通商産業省防災委員会において決定された」とある。その内容は、災害発生に際して対応にかかると復旧作業までの流れがフローチャート化されている。なお、防災業務マニュアルは、二〇〇〇年六月一

六日に原子力災害対策特別措置法が施行されたため、現在改訂作業中である(六月三日時点でも改訂版はできていないそうである)。三四、三五ページの三つのフローチャートは一九九七年一月二十九日に決定された旧版である。② また、災害の発生後、防災活動をより円滑に実施できるよう技術的、専門的事項について検討した結果をとりまとめたものに「原子力施設等の防災対策について」がある。これは総理府所轄の「原子力安全委員会」が策定したもので、災害発生後の防災対策一般

事故情報の収集・分析/災害情報の収集・分析/
事故情報、災害情報の連絡/国会、プレス対応



【情報収集】 1. 電気事業者、運転管理専門官、現地派遣者からの事故情報は一元的に事故情報班が収集。
2. 事故情報班は常にほぼ事故情報収集・分析に専従。
【プレス対応】 1. 事故情報班は、直接的なプレス対応はしない。
2. 広報班がプレス対応ロジを実施。直接的なプレス対応は原子力発電運転管理室長が行う

重点地域の範囲、緊急時環境モニタリング災害対応の実施の指針、緊急時医療などの指針が示されている。事故に際しては、この指針に基づいて具体的な対策が検討される。以上のように、原子力発電所の安全対策といっても、設置から、定期的な安全点検、そして万が一の事故に際しての対応など所轄官庁、担当課が細かく分けられており、すべてをトータルで所轄する部署がない。つまり、トータルな原発の防災対策を簡潔に示すことはむずかしい。

事故の発生時期と種類によって政府の所轄が細かく分かれていることは、専門的対応を行うためか、それともいわゆる縦割り行政のためか、真偽はわからない。しかし、ここに掲載したフローチャート以外にも多くのそれがあり、政府はこれらのシステムが万全に機能することで、原発事故に十分対応できると考えているのだろう。